第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

関 用語の意義＝令１条➡174

一　建築物　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二　特殊建築物　学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

関 特殊建築物＝法別表第１➡154、令115条の３➡257
関 児童福祉施設等＝令19条１項➡184

三　建築設備　建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

関 建築設備＝建築士法２条７項➡554

四　居室　居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五　主要構造部　壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

関 主要構造部／構造耐力上主要な部分＝令１条三号➡174

六　延焼のおそれのある部分　隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の２以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（ロにおいて「隣地境界線等」という。）から、１階にあつては３ｍ以下、２階以上にあつては５ｍ以下の距離にある建築物の部分をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除く。

イ　防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分

ロ　建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分

告 定める部分＝令２告示197号➡1244

七　耐火構造　壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能

（建築基準適合判定資格者検定の受検申込書）

第１条　建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第１号様式による受検申込書に申請前６月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5㎝、横の長さ3.5㎝の写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

２　指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築基準適合判定資格者検定機関の定めるところにより、これを指定建築基準適合判定資格者検定機関に提出しなければならない。

（受検者の不正行為に対する報告）

第１条の２　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法（以下「法」という。）第５条の２第２項の規定により法第５条第９項に規定する国土交通大臣の職権を行つたときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　不正行為者の氏名、住所及び生年月日

二　不正行為に係る検定の年月日及び検定地

三　不正行為の事実

四　処分の内容及び年月日

五　その他参考事項

（構造計算適合判定資格者検定の受検申込書）

第１条の２の２　構造計算適合判定資格者検定（指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第１号の２様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第１条の２の３　第１条第２項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者検定を受けようとする者に、第１条の２の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第５条の５第２項において読み替えて準用する法第５条の２第２項の規定により法第５条の４第５項において準用する法第５条第９項に規定する国土交通大臣の職権を行つたときについて準用する。この場合において、第１条第２項中「前項」とあるのは、「第１条の２の２」と読み替えるものとする。

（確認申請書の様式）

第１条の３　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。第４項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表１の㈠項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表２の㉓項の㋣欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の㉘項の㋣欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の㉙項の㋣欄に掲げる日影図と、表１の㋣項に掲げる２面以上の立面図又は２面以上の断面図は、表２の㉘項の㋣欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の２面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の２面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の２面以上の立面図又は同表の㊺項の㋣欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一　別記第２号様式による正本１通及び副本１通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

関連＝規則別記第２号様式➡531

イ　次の表１の各項に掲げる図書（次の⑴から⑶までに掲げる場合にあつては、当該⑴から⑶までに掲げる図書を除く。）

⑴　**用途変更の場合**　次の表１の㈡項に掲げる図書

⑵　**確認に係る建築物又は建築物の部分が木造の建築物（法第６条第１項に規定する建築基準法令の規定〔国土交通大臣が定めるものを除く。〕に定めるところによる構造計算によつて安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第３条の２第１項第十**

火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を定める件

（令和７年10月31日国土交通省告示第993号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条の２第１項第二号及び第128条の３の２第一号の規定に基づき、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を次のように定める。

第１　建築基準法施行令（以下「令」という。）第116条の２第１項第二号及び第128条の３の２第一号に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一　常時開放された、又は排気口の開放に連動して自動的に開放される構造とすること。

二　機械換気設備を構成するものでないこと。

２　令第116条の２第１項第二号及び第128条の３の２第一号に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排気口の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一　直接外気に接し、かつ、開放できるものとすること。

二　機械換気設備を構成するものでないこと。

三　手動開放装置を設けること。

四　前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から80cm以上1.5m以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね1.8mの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

第２　令第116条の２第１項第二号及び第128条の３の２第一号に規定する居室の床面積に対する開放できる部分の面積の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した割合とする。

一　**面積算定値が０を超える場合**　次の式により計算すること。

$$\frac{A_{need}}{A_{room}} = min\left\{\frac{0.375A_a}{\sqrt{D}} \times \frac{1}{50},\ \frac{1}{50}\right\}$$

この式において、A_{need}、A_{room}、A_a及びDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{need}　開放できる部分の面積（開放できる部分が２以上ある場合においては、これらの面積の合計）（単位　㎡）

A_{room}　居室の床面積（単位　㎡）

A_a　給気口の有効開口部の面積（給気口が２以上ある場合においては、これらの面積の合計）（単位　㎡）

D　面積算定値

二　**面積算定値が０以下の場合**　次の式により計算すること。

$$\frac{A_{need}}{A_{room}} = \frac{1}{50}$$

この式において、A_{need}及びA_{room}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{need}　開放できる部分の面積（単位　㎡）

A_{room}　居室の床面積（単位　㎡）

２　前項の「面積算定値」は、次の式によって計算した数値をいう。

$$D = (H_c - 1.8) \times Aa^2 - 0.14 \times \left(\frac{1}{50}A_{room}\right)^2$$